

グリーン調達ガイドライン

(お取引先様向け)

Ver. 9.0

NTTイノベーティブデバイス株式会社

資材調達部

品質保証部

目次

1. はじめに	P. 2
2. 適用範囲	P. 2
3. グリーン調達の方	P. 2
4. お取引先様の評価	P. 3
5. 納入品(生産材)の評価	P. 3
6. 運用	P. 4
7. 制改訂履歴	P. 4
参考_第9版の主な変更	P. 5

関連文書

- ・「化学物質管理基準書」
- ・「化学物質管理基準書 付属書」



1. はじめに

NTTインベティブデバイス株式会社(以下、当社と記す)は、当社の環境方針に基づき、環境循環型社会の構築に向けて、人と地球に優しい製品を提供するため、全社をあげて環境保全活動に取り組んでおります。

当社の環境保全活動における重点課題の1つとして、製品の環境負荷低減があり、この実現には、当社の製品を構成する部品や材料、出荷梱包品の環境負荷を低減することが必須となります。

本ガイドラインは、当社がお取引先様に遵守して頂きたい事項、配慮して頂きたい事項について述べたものです。お取引先様におかれましては、その主旨をご理解の上、当社の環境保全活動にご協力頂きますようお願い致します。

なお、本ガイドラインは国内外の法規制、社会動向を考慮して改訂することがあります。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、当社へ納入される生産材^(注1)、及びそれらの取引先に対して適用されます。

注1)生産材とは、当社製品並びに製品に組み込まれる部品/材料/半製品/ユニット/装置/ケーブル類/表示材料(インク、ラベル等)及びこれらの納入品に接触する梱包材(トレイ、シート等)、更には当社製品の出荷に用いられる物品(箱、トレイ、テープ、緩衝材等)を指します。

3. グリーン調達の方考え方

当社の「グリーン調達」とは、環境保全に配慮しているお取引先様より、省エネルギーや省資源、有害化学物質の禁止・削減、リサイクルへの配慮など、環境保全に配慮した部品、材料、出荷梱包品などの「生産材」を調達することをいいます。

当社のグリーン調達を実現するために、お取引先様に対して2つの条件を提示させていただきます。1つは、お取引先様の環境管理に対する取り組みについて、もう1つは、納入して頂く生産材に関するものです。

当社は、これらの条件を満足するお取引先様より優先的に資材購入させて頂く方針です。

4. お取引先様の評価

下記に記載の条件、その他環境保全活動への取り組み状況を評価項目として、お取引先様を評価させていただきます。

お取引先様に対する要請事項

- (1) ISO14001又はそれに準じた環境管理体制を構築していること。
- (2) 温室効果ガスの削減、廃棄物の削減、資源消費量の削減など、環境負荷の低減に取り組んでいること。
- (3) 生産材に関わる含有化学物質の管理体制を確立し、含有情報の把握・管理を実施していること。
- (4) 上記(1)～(3)の環境保全活動について、上流サプライヤに対して要求事項を明確にしていること。
- (5) 当社より依頼する化学物質調査等にご協力頂けること。
- (6) 当社製品の環境負荷低減にご協力頂けること。

5. 生産材の評価

下記に記載の条件を評価項目として、生産材を評価させていただきます。なお、(1)～(4)の項目は必須条件とさせていただきます。

生産材に対する要請事項

- (1) 当社の基準に定める「工程使用禁止物質」^(注2)を製造工程において使用していないこと。
- (2) 当社の基準に定める「含有禁止物質」^(注2)が含まれていないこと。
- (3) 当社の基準に定める「含有管理物質」^(注2)の含有情報が明らかにされていること。
- (4) 構成部材とそれらの材料、材質が明らかにされていること。
- (5) プラスチック材料からなる成型品を使用している場合、可能な限り JISK6899-1、JISK6899-2 及び JISK6999 に従った材料名の記号表示されていること。^(注3)

(6)消費電力の低減や小型化・軽量化など、省エネルギーや省資源に配慮して設計されていること。

(7)出荷梱包品は、リサイクルしやすい材料や環境負荷の少ない材料を使用していること。

(例. ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリエステル、生分解性プラスチックなど)

注2)「工程使用禁止物質」、「含有禁止物質」及び「含有管理物質」については、別紙「化学物質管理基準書」及び「化学物質管理基準書 付属書」をご参照下さい。

注3)プラスチック材料名の表示方法は、金型に記号を彫り、成型によって行う方法、エンボス加工によって行う方法、メルトインプリントによって行う方法などがあります。原則としてラベルによる表示は行いません。ただしラベルの材質がベースとなるプラスチック材と同種類で、かつ接着剤を使用すること無しに接着する場合(溶着等)はその限りではありません。

6. 運用

(1)お取引先様の評価について

前4項に記載の「お取引先様に対する要請事項」への御対応状況等に基づき、お取引先様を評価させていただきます。

(2)生産材の評価について

当社「化学物質管理基準書」に基づき、前5項の(1)～(4)の必須条件について、情報開示をお願い致します。その内容に基づき、生産材を評価させていただきます。ご提出いただく文書の詳細については、「化学物質管理基準書」をご参照下さい。

7. 制改訂履歴

第1版	： 制定	2003年10月21日	／ 施行開始	2003年11月10日
第2版	： 改訂	2005年03月22日	／ 運用開始	2005年04月01日
第3版	： 改訂	2010年02月26日	／ 運用開始	2010年03月01日
第4版	： 改訂	2014年01月24日	／ 運用開始	2014年02月01日
第5版	： 改訂	2016年09月16日	／ 運用開始	2016年10月01日
第6版	： 改訂	2017年09月13日	／ 運用開始	2017年10月01日
第7版	： 改訂	2019年06月14日	／ 運用開始	2019年07月01日
第8版	： 改訂	2021年09月15日	／ 運用開始	2021年10月01日
第9版	： 改訂	2023年09月12日	／ 運用開始	2023年09月12日

参考

第9版の主な変更

NTT イノベーティブデバイス株式会社と合併し、NTT イノベーティブデバイス株式会社に社名を変更